

教育施設 区分変更申請について

関連教育施設において泌尿器科標準手術件数の増加や指導医が常勤となった場合に、認定期間途中であっても「関連」→「拠点」への区分変更申請を行うことができますので、下記の内容に沿って申請のご提出をしてください。

<泌尿器科標準手術件数の増加の場合>

1. 申請受付期間 → 毎年の更新・初回申請受付期間と同日期间(4月1日～5月15日必着 ※土日の場合はその前日)
2. 直近の3年間の標準手術件数の平均または直近1年間の標準手術件数が100件以上の場合、拠点教育施設への区分変更が可能となります。尚、対象カウントとなるNCD症例実績は申請年の2月28日までにNCD症例登録された前年の症例データでかつ「承認済み」とされたデータが対象となります。
3. 教育施設システム「基本情報」「泌尿器科医師」「申請書作成」の各メニューについて、確認、入力してください。
4. 「申請書作成」メニューで『教育施設区分変更申請書』をダウンロードして印刷してください。
5. 施設または施設長の公印と代表指導医の先生の印を押印し、下記宛に郵送してください(簡易書留、レターパック等、書類の追跡ができるものでお送りください)。
6. 4月1日付での区分変更となりますが、審査の関係上、4月中に申請いただけますと区分変更の認定がスムーズに行われますので、ご協力をお願いいたします。審査結果については更新・初回申請と同様に8月頃を予定しております。

<指導医が常勤になったことによる場合>

1. 申請受付期間 → 随時 但し、審査については4月、10月の年2回
2. 教育施設システム「泌尿器科医師」メニューにて変更登録を行ってください。(登録する先生の日泌 会員番号を入力すると取得情報が表示されます。指導医資格が無い先生については空白表示となるため、指導医としてご登録はできません)
3. 教育施設システム「基本情報」「申請書作成」の各メニューについて、確認、入力してください。
4. 「申請書作成」メニューで『教育施設区分変更申請書』をダウンロードして印刷してください。
5. 施設または施設長の公印と代表指導医の先生の印を押印し、下記宛に郵送してください(簡易書留、レターパック等、書類の追跡ができるものでお送りください)。
6. 指導医が常勤になった日から遅くとも1年以内に申請してください。専門医制度審議会で審査の上、指導医が常勤になった日付での区分変更となります。

【ご連絡先・書類送付先】

一般社団法人日本泌尿器科学会 専門医制度審議会
〒113-0034 東京都文京区湯島 2-17-15 斎藤ビル 5F

E-mail: senmoni@urol.or.jp

TEL: 03-3814-1351 FAX: 03-3814-4117